

## Web 相談の実施について

関東信越国税局においては、令和 7 年 6 月以降、以下の対象署における、対面による個別相談の一部を、対象署の相談ブースにおいて、中心署の職員がモニター越しにリモート（遠隔）で個別相談等を行う Web 相談により実施します。

なお、対象署で Web 相談を行うためには、中心署への事前予約が必要です。

国税の納付に関する相談		
(中心署)	(対象署)	
前橋署	沼田署及び中之条署	※ 1
新潟署	新津署、巻署及び佐渡署	
長岡署	十日町署	
新発田署	村上署	
高田署	糸魚川署	

譲渡所得、贈与税及び相続税に関する個別相談		
(中心署)	(対象署)	
前橋署	沼田署及び中之条署	※ 1
新潟署	新津署、巻署及び新発田署	
長岡署	十日町署	
高田署	糸魚川署	

法人税・消費税申告等、源泉所得税、その他諸税に関する個別相談		
(中心署)	(対象署)	
前橋署	沼田署及び中之条署	※ 2

酒税関係の個別相談		
(中心署)	(対象署)	
前橋署	沼田署及び中之条署	※ 2
新潟署	新津署、巻署、新発田署、村上署及び佐渡署	
長岡署	十日町署、糸魚川署及び高田署	

※ 1 令和 6 年 10 月以降、Web 相談を実施しております。

※ 2 「法人税・消費税申告等、源泉所得税、その他諸税に関する個別相談」及び「酒税関係の個別相談」の Web 相談は、令和 7 年 7 月以降実施する予定です。